

第 372 回 対馬海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和 3 年 6 月 7 日 14 時 00 分～15 時 00 分
2. 開催場所 対馬振興局本館 会議室
3. 通知年月日 令和 3 年 5 月 31 日
4. 告示年月日 令和 3 年 5 月 31 日
5. 出席者  
(委 員) 植木 忠勝、水主川 澄男、豊田 功己、二宮 昌彦、船津 博也、  
部原 政夫、阿比留 和秀、神田 満男、川本 治源、吉田 栄  
(事務局) 森川事務局長、永井事務局次長、大崎係長  
( 県 ) 漁業振興課漁業調整班 伊藤主任技師
6. 欠席者 なし
7. 傍聴者 なし
8. 議題  
第 1 号議案 長崎県資源管理方針の変更について (諮問)  
第 2 号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について (諮問)  
第 3 号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について (諮問)  
第 4 号議案 日本海・九州西広域漁業調整委員会委員候補の選出について
9. その他
10. 議事

(14 時 00 分 開始)

事務局 ただ今より、第 3 7 2 回対馬海区漁業調整委員会を、開催いたします。  
始めに、部原会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (会長挨拶)

それでは、本日の委員の出欠について事務局より報告願います。

事務局 本日は、定員 10 名中、10 名の委員が出席となっております。出席者が過半数を超えておりますので、漁業法第 145 条の規定によりこの委員会が成立しておりますことを、ご報告いたします。

また本日は、第 3 号議案において説明をするため、漁業振興課から担当者が出席しておりますので、紹介させていただきます。

漁業振興課漁業調整班 伊藤主任技師 でございます。

会 長 それでは、これより議事に入ります。

本日の議事録署名人は、慣例に従いまして、私から 指名いたします。

本日の議事録署名人は、「植木委員」と「川本委員」にお願いします。

今回の議題は、お手元の資料のとおり、

第1号議案 長崎県資源管理方針の変更について（諮問）

第2号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

第3号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）

第4号議案 日本海・九州西広域漁業調整委員会委員候補の選出について

その他

(1) くろまぐろの資源管理について

(2) 知事管理漁獲可能量について

(3) 令和3年対馬海区漁業調整委員会指示第1号のあまだいはえ縄漁業等を営むことの承認に関する事務処理結果について

となっております。

それでは、第1号議案から第2号議案については、関連する議案ですので、一括して上程し、その後、個別に審議することとします。

事務局の説明を求めます。

事務局

知事から諮問文等がきておりますので、朗読させていただきます。その後資料に基づき説明いたします。

（諮問文（第1号議案、第2号議案）朗読）

（概要説明）

令和3年7月から改正漁業法によるTAC管理が始まる「まさば及びごまさば」について説明。

- ・ 長崎県資源管理方針に「まさば及びごまさば」を追加
- ・ 「まさば及びごまさば」の長崎県の漁獲可能量は25,000トン
- ・ そのうち中型まき網漁業は漁獲実績に基づき24,300トンを配分
- ・ その他漁業は現行水準
- ・ 現行水準については漁獲努力量として、漁船隻数21,000隻を上限とする管理
- ・ 「まさば及びごまさば」の日本海海域全体の漁獲可能量は、178,200トン。

会 長

ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

会 長

他にご意見等ございませんか。

ご意見等ないようですので、第1号議案「長崎県資源管理方針の変更について（諮問）」は、諮問原案のとおり変更して差し支えない旨、答申することよろしいですか。

委員	異議なし
会長	ご異議ないようですので、第1号議案については、諮問原案どおり変更して差し支えない旨、答申することに決定します。
会長	引き続き、第2号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」は、諮問原案のとおり設定して差し支えない旨、答申することによろしいですか。
委員	異議なし
会長	ご異議ないようですので、第2号議案については、諮問原案どおり設定して差し支えない旨、答申することに決定します。
会長	続きまして、第3号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」を上程します。 事務局の説明を求めます。
事務局	知事から諮問文等がきておりますので、朗読させていただきまして、その後説明いたします。 (諮問文（第3号議案）朗読) なお、内容については漁業振興課の担当が説明します。
漁業振興課	(概要説明) ・新規の漁業許可を受け付ける漁業は、「小型いかつり漁業」 ・公示案について、一覧表を用いて説明。 ・漁業法改正後の漁業許可の申請について説明。
会長	事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
水主川委員	今まで3年許可だったが、改正漁業法では5年になるということではないか。ほかは聞いた限りではあまり変化があってない。 承継は変わったかな。
漁業振興課	今までは、廃業見合いで許可をする。つまり、誰かがやめることになっているので新しく誰かが許可を受けるということで実際の許可隻数は同等になるような取り扱いをしてきた。それで漁獲努力量のある程度維持しているという考え方で許可をしてきたと思うんですけど、そうではなくて、許可付き船舶を使用する権利をもらってきたのであれば、随時許可をする。

水主川委員	<p>そしたら、許可は、その船についているという認識でいいのかな。 今の説明ではそういう認識になる。</p>
	<p>まあ、廃船にする場合は、その許可の番号は空いてしまうのだろうが、それを売買した場合は、その船に許可は付いてくるという認識で良いか。</p>
漁業振興課	<p>許可がついた船舶を誰かに使用权を渡さずに解撤したということになると、付いている許可ごと消滅することになる。ですので、承継の制度を漁業者が有効に活用していただいて、今生きている許可をうまくまわしていただければと考えているところです</p>
水主川委員	<p>昔ちょっと許可が船に付いているか付いていないかでもめた業種があったのでちょっと聞いてみました。</p>
植木委員	<p>長崎県漁業調整規則のと通りの電気制限があるのですが、近頃は違反操業が特に目立つようになっている。そこらへんを海区調整委員で許可をやるときに島外船ならびに県外船に指導とかしてあるんですか。</p>
漁業振興課	<p>イカ釣り船のことでよろしいですか、漁業調整委員会からの指導ということではなくて、イカ釣り協議会とかを通じての指導で最終的には許可庁をしている我々県からの直接の指導になると思います。 具体的な違反というのはどういったことがございますか</p>
植木委員	<p>12海里内で五十何灯も電気を焚いて操業しているとか。どうしてもみんな電気をつけたら漁獲が上がるので違反操業が多いんですよ。 特に近頃は西側で違反操業が目立っており、それでみんな小型船が困っている状況なんですよ。 それで海区調整委員会で作れるなら、ある程度許可書を出すにしても県外船なんかは特に厳しい指導を基本的にして許可書を出すとかそういうような話をしてもらいたい。</p>
漁業振興課	<p>どちらかという、それは諮問機関である漁調委の性格というか役割というよりも、組合長会であるとか、対県で調整をするそういった団体を通じてのやり取りになるのかなと思います。そして最終的には県の方が指導する。実際に違反があれば取締室が取締船で行って取締りをする形になると思いますので、そちらの強化をさせていただければと思います。ご意見は報告いたしますのでよろしくお願いたします。</p>
神田委員	<p>今回漁業法の改正があつて漁業調整規則の変更があつたと、その中で第11条の「新規の許可、起業の認可」で制限措置の事項として1番から6番まであり、その中に漁業種類とかありますよね。漁業種類で中型まきにつ</p>

いては知事許可で今3年に1回の切り替えだが、これも5年になるということですか。

漁業振興課 中型まき網も5年に1回になります。

神田委員 新規の許可の場合には、制限措置で、漁業種類からいろいろあって、当然操業区域がありますよね。皆さんご存知の通り今県北との問題が対馬の組合長会でも議論されている。漁民もなんとかしないとと思っているところ。

新規の許可はわかるが、更新の場合にも11条が該当するのか、新規の許可の場合のみなのか。

漁業振興課 今日お配りしている資料には、お付けしてないが、調整規則第14条に「継続の許可又は起業の認可等」という項目がございまして、従来許可を受けている内容で申請があれば、県はそのまま許可を同じ内容とするという規定になっていまして、そのときに今まで受けていた許可の内容を変えるのであれば、県のほうとしては出来かねます。

変えるとなると本人たちであるとか、関係する漁業者との調整の上に、両者合意を得て変えることになると思う。

その場合は制限措置を変えるということになるので、そのときはまた関係漁調委に諮らせていただく必要があると思います。

ですから、単純な更新ということであれば、そういった区域を改めて定める等ということも出来かねる。

神田委員 当然許可の内容を変えることは出来ないが、ただはっきり言って対馬の北東海域が県北海域かという対馬の漁民の考えがある中で、そういった指導は出来ないものか。

漁業振興課 それは、対馬海区組合長会さんと先方の組合長会であるとか、中型まき関係漁協との間で、長らくしている調整の話でございますね。

そちらも基本的に従来どおり調整していただいて、それで調整がつけば許可の内容に反映するということは、手続き上は出来ます。

神田委員 わかりました

二宮委員 中小型まき網の更新は5年になったという説明ですけど、しいらまき網もまき網漁業になってますけど、これも5年と見て良いですか3年ですか。

漁業振興課 しいらづけまき網も5年でございます。

会 長	他にご意見等ございませんか。 ご意見等ないようですので、第3号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」は、諮問原案のとおりとすることに、ご異議ございませんか。
委 員	異議なし
会 長	ご異議ないようですので、諮問原案どおり公示して差し支えない旨、答申することに決定します。
会 長	続きまして、第4号議案「日本海・九州西広域漁業調整委員会委員候補の選出について」を上程し、協議会で検討した上で議決したいと思います が、いかがでしょうか。
委 員	異議なし
会 長	それでは、委員会を休会し、協議会といたします。
事務局	日本海・九州西広域漁業調整委員会委員会の説明  (協議会)
会 長	委員会を再開します。 第4号議案「日本海・九州西広域漁業調整委員会委員候補の選出について」は、二宮委員を候補に選出することに、ご異議ございませんか。
委 員	異議なし
会 長	ご異議ないようですので、第4号議案は二宮委員を候補に選出することに決定します。
会 長	以上で本日の議題は終了しました。
会 長	続きまして、「その他」といたします。 その他（1）「くろまぐろの資源管理について」、事務局の説明を求めます。
事務局	(概要説明) 長崎県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」に基づき第6管理期間における割当量の再配分・融通の報告

①小型魚の割当量の再配分

- ・長崎県の漁獲可能量 小型魚 882.6 トン、大型魚 197.8 トン
- ・令和2年1月31日時点において、15%超の未利用が生じたため、再配分として各海区の未利用分の7割の314.172トンを県が回収し、オリンピック枠として再配分し割当量を変更した。

②海区内の漁業種類間及び海区間の割当量の融通回数及び数量

- ・海区内の大型魚の融通が6回、小型魚が14回
- ・海区間の大型魚の融通が7回、小型魚が1回
- ・海区内の大型魚の融通が25.152トン、小型魚が60.043トン
- ・海区間の大型魚の融通が65トン、小型魚が5トン

③くろまぐろの割当量（最終）

- ・小型魚：県南2.022トン、県北39.064トン、五島100.745トン、壱岐111.095トン、対馬302.463トン、オリンピック枠314.172トン、県留保枠13.04トン、合計882.60トン
- ・大型魚：県南1.246トン、県北51.637トン、五島26.386トン、壱岐76.557トン、対馬39.464トン、県留保枠2.51トン、合計197.80トン

④漁獲実績

- ・小型魚は割当量882.6トンに対し、実績は709.2トン、消化率は80パーセント
- ・大型魚は割当量197.8トンに対し、実績は101.0トン、消化率は51パーセント

⑤第7管理期間追加配分

- ・当初配分 小型魚657.1トン、大型魚158.3トン  
うち対馬海区小型魚340.159トン、大型魚16.880トン
- ・追加配分後 小型魚827.7 大型魚177.9トン  
うち対馬海区小型魚433.258トン、大型魚17.295トン

会 長

事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

会 長

ご意見等ないようですので、  
その他（2）「知事管理漁獲可能量について」、事務局の説明を求めます。

事務局

（概要説明）

令和3年漁期の長崎県のさんまの知事管理漁獲可能量は現行水準、目安数量が285トン、としていたが、国より都道府県別漁獲可能量の変更通知があり、目安数量が186トンに変更された。

会 長

事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

会 長

ご意見等ないようですので、

その他（３）「令和３年対馬海区漁業調整委員会指示第１号のあまだいはえ縄漁業等を営むことの承認に関する事務処理結果」、について事務局の説明を求めます。

事務局

（概要説明）

事務処理結果として、承認数は「はえ縄漁業 69 件、立縄漁業 31 件、合計 100 件」

会 長

事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

ご意見等ないようですので、  
委員の皆様、県から何かございませんか。

神田委員

私は、連合海区の委員になっており、5月11日に連合海区漁業調整委員会が開催されまして、学経が志岐元水産部長と漁協女性部の荒木委員、各海区から県北が山中委員、県南が岡部委員、五島が草野委員、対馬が私の計6名で協議して、会長には志岐会長、副会長に山中委員この二人を選出しております以上です。

会 長

神田委員から報告がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

会 長

ご意見等ないようですので、  
それでは、以上をもちまして、第372回対馬海区漁業調整委員会を閉会いたします。長時間のご審議ありがとうございました。

（15時40分 終了）